さいしん

第 39 号

2011 年 6 月 12 日発行

袴田巖さんの再審を求める会　会報

年間会費：3000 円／郵便振替口座番号：00120-3-410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 019-0410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
〒 101-0061　東京都千代田区三崎町２－２－１３　三崎信愛ビル 502 号
FAX：０３－３２３８－０７９７
ホームページアドレス：http://hakamada-saishin.org/
E-mail：hakamada.saishin@gmail.com

桜井さん・杉山さんおめでとう！

★特集・布川事件再審無罪判決！





袴田事件も続け！



★第８回三者協議で検察が黒皮財布関連の証拠開示を拒否

Free HAKAMADA Now!

この度の東日本大震災で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。
共に前進しましょう！！

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト（日本プロボクシング協会公認）
http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。

Contents

○弁護団レポート「第８回三者協議で検察が黒皮財布関連の証拠開示を拒否」
「日弁連再審弁護団会議で証拠開示について報告」　福田……2
○報　告　面会報告　福田……8
○特　集　布川事件再審無罪判決
5・24 布川事件再審無罪判決ドキュメント　福田…… 10
布川事件無罪判決要旨　…… 15
やっていないのに「自白」したとしても責められない～布川事件の無罪判決に学ぶべきこと　どん・わんたろうさん … 20
○資　料　新聞記事集　…… 22
○「袴田事件」トピックス　「足利事件の菅家さんからカンパ」「狭山事件集会で連帯アピール」
「5・18 院内集会報告」「「Box 袴田事件 命とは」映画上映と講演会 日野で開催！」他
福田、校條、十川、小石　…… 27
○お知らせ　求める会代表の承認について　求める会事務局 31
○活動報告　活動日誌、活動予定、編集後記　求める会事務局 32

Free Hakamada Now!!!

弁護団レポート

共同代表・福田勇人

★第８回三者協議で検察が黒皮財布関連の証拠開示を拒否★

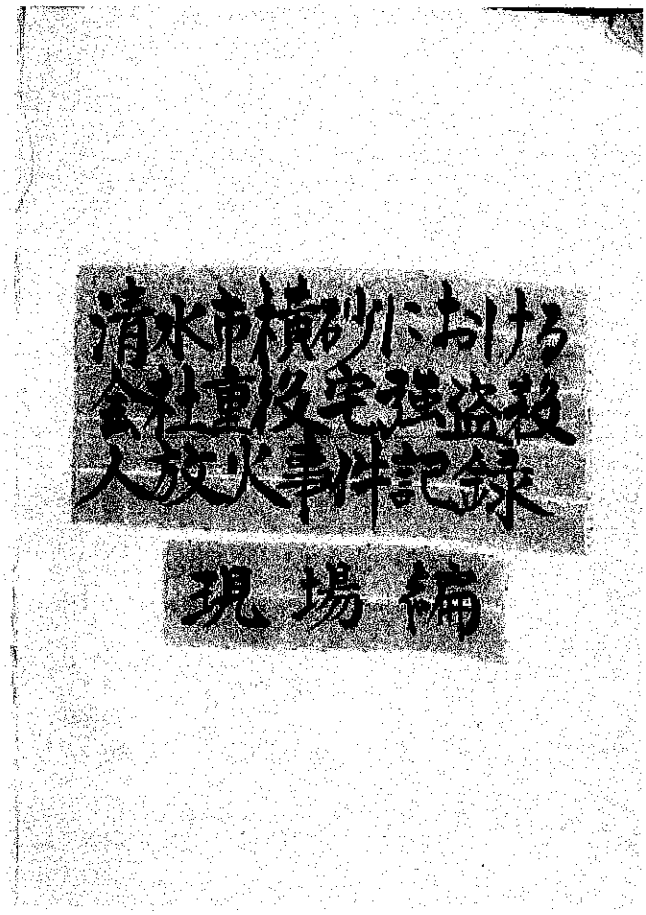
2011 年 5 月 13 日（金）午前 10 時 30 分から静岡地裁で行われた第 8 回三者協議で、静岡地検の林享男検事は、弁護団が 3 月 18 日付「証拠開示命令申立書 7」で開示を求めていた全ての証拠（黒皮財布やそれに入っていた現金など、開示されれば捜査機関による「証拠隠し」が明らかになるかもしれない重要な証拠群）について、「提出するのを相当とする証拠は認められなかった」として開示を拒否し、証拠の存否についても「答える必要がない」と述べたとのことです。

これまで検察が任意に開示してきた証拠のほぼ全ては「5 点の衣類」に関する証拠です。というのも、弁護団が第 2 次再審請求審で提出した新証拠のほとんどが「5 点の衣類」に関するもので、したがって再審請求理由として主張してきた論点も「5 点の衣類」に関するもの、特に「捜査機関による捏造」に重点が置かれていたため、検察は弁護団が主張する論点と関連のない証拠まで開示する必要はないとして、「5 点の衣類」に関する証拠に限定して開示してきたのです。

しかし、これまで開示された証拠の全てが「5 点の衣類」に関するものかと言えばそうではありません。昨年 9 月、最初に開示された証拠の中には、事件当時消防が作成した実況見分調書に添付された現場写真に関するものも含まれています（ただし現場写真そのものが開示されたのではなく、弁護団から現場写真の開示請求を受けた検察が静岡市消防局に対して行なった照会に対する消防局からの回答書が開示されただけです）。この証拠は、事件当時の現場の客観的な状況を把握するためには捜査機関ではない消防が撮影した現場写真が不可欠であるとして弁護団が開示請求したもので、「5 点の衣類」や「捜査機関による捏造」とは直接関係のない証拠です。つまり検察は「5

点の衣類」に関連する証拠でなくても開示に応じているのです。

また、今回検察が開示を拒否してきたのは黒皮財布に関連する証拠ですが、これに関して弁護団は新証拠（黒皮財布の拾得者の陳述書）を提出し、証拠開示命令申立書においても、黒皮財布に関連して作成された検察の捜査報告書に虚偽記載（広い意味での証拠捏造）があることや「証拠隠し」の可能性を指摘し開示の必要性を主張しています。したがって、弁護団が主張していない論点に関する証拠まで開示に応じる必要はないとの理由では黒皮財布関連の証拠の開示を拒否することができないことは明らかです。



検察が開示した現場写真記録（現場編）の表紙

さらに、今回の協議で林検事は、「確定判決の証拠構造との関係」で開示する必要性があるかどうか判断しているとも述べ、開示の判断基準を微妙に変更してきました。弁護団は次回７月１日の三者協議までにこの点も踏まえて証拠開示の必要性について意見書を提出する予定にしていますが、重要証拠の開示請求に対する「拒否ありき」の検察の屁理屈からは、先日再審無罪判決が確定した布川事件で44年もの間無実の人に強盗殺人犯のレッテルを貼る元凶になった「証拠隠し」への無反省ぶりと、検察のDNAとして脈々と受け継がれてきた「隠蔽体質」が透けて見えます。

以上のように、検察が開示を拒否する理由は場当たり的なもので合理性はなく到底受け入れられません。このまま検察が開示拒否を続けるようであれば、狭山事件や福井女子中学生殺人事件など他の再審請求事件同様、裁判所に開示勧告や開示命令を発してもらうしかありませんが、弁護団の話によると原田保孝裁判長がそうした決断をする気配は今のところないとのことです。冤罪を作り出す検察は論外ですが、それを黙認する裁判所の責任も検察に劣らず重大だと言わざるを得ません。

また、事件関係者３名の証人尋問を内容として弁護団が請求した事実調べに関し林検事は、「5点の衣類」のズボンのメーカーの元役員については、弁護団が提出した新証拠（ズボンのタグに書かれている「B」という記号は「サイズ」ではなく「色」を表すと述べた元役員の供述録取書）の内容は、昨年開示した元役員の供述調書と同じ内容であるため改めて証人尋問する必要はないとし、また、清水郵便局元局員と黒皮財布の拾得者についても、弁護団がこれら２人を証人尋問する立証趣旨は、確定判決における証拠構造に何ら関係しないため証人尋問する必要はないとの意見を述べました。これを受けた裁判所はこれらの証人尋問の実施について「判断を留保したい」とし、採否は次回以降に持ち越されました。

ここで指摘したいのは、検察が事実調べの必要性に関しても「確定判決の証拠構造に関係するか否か」というもっともらしい基準を持ち出しながら、これら２人への証人尋問がなぜ確定判決の証拠構造に関係しないのか、具体的な理由を述べていないことです。これは、黒皮財布関連証拠の開示請求に対して「提出するのを相当とする証拠は認められなかった」とだけ回答し、何ら具体的な説明もせずに拒否するやり方と全く同じです。こうした検察の子供騙しに対しては、裁判所が重い腰を上げざるを得なくなるまで、理路整然とそ

の関連性や相当性を主張し、検察の逃げ道を一つ一つ丁寧に塞いでいくことが重要でしょう。

一方で検察は今回の三者協議でも未提出証拠３点（詳細はリストを参照）を開示しました。これらの証拠は平成22年９月３日付「証拠開示命令申立書３」に基づいて追加的に開示したもので、検察による証拠開示はこれで５度目です。林検事の説明によると、これらの証拠には「５点の衣類」を撮影した写真が含まれているため、写真を目的に開示したとのことです。No.3の「現場写真記録」は「現場編」「解剖編」「着衣編」の３冊に分かれた写真帳で、それぞれ219枚・87枚・85枚の合計391枚の写真や現場見取図４枚などが収められ、その中にはこれまで開示されなかった相当数の写真も含まれています。

前回の三者協議のあと支援者が情報公開制度を使って静岡県警の内規を入手したところ、袴田事件関連の写真は永久保存の対象になっているらしいことが判明し、弁護団がそれを検察に指摘する準備をしていた矢先に大量の写真が追加的に開示されたとのことで、弁護団は今回の写真の大量開示にこの情報公開請求が影響したのではないかとの見解を示しています。

一方弁護団からは今回「再審請求理由補充書４」と「証拠開示命令申立書８」を裁判所に提出しました。補充書は前回提出したものの続編で、検察が新たに開示した証拠によって判明した事実なども交えて、「５点の衣類」を中心に捜査機関による証拠捏造について総括的に主張しています。また、開示命令申立書では、「５点の衣類」発見から間もない昭和42年９月、警察が緑色ブリーフの製造元とされる鐘百メリヤスを訪れ、社員から同じタイプのブリーフの任意提出を受けていたにもかかわらず、それが証拠として提出されていないことから、そのブリーフの開示を求めたほか、ステテコと半袖シャツから採取した血痕の鑑定書やズボンの寸法札などについても開示命令を出すよう裁判所に求めました。

また、弁護団は検察に対し、今次再審請求に対する意見を出すよう求めましたが、林検事は、弁護団の主張が出揃っていない段階で意見を出すことはできないと反論しており、今後しばらくは証拠開示を中心に弁護団と検察とのつばぜり合いが続くものと思われます。

なお、この日も地元静岡の支援者は三者協議に先立ち地裁と地検に対して要請書を提出しています（５ページ参照）。

検察官開示証拠リスト

	作成日	表題	作成者	関連証拠等
1	昭和42年９月７日	衣類販売会社部長の供述調書	司法警察員	５点の衣類
2	昭和42年９月14日	衣類販売店店長の供述調書	司法警察員	５点の衣類
3	不明	「清水市横砂会社重役宅一家四名殺害強盗殺人放火事件」などと題する現場写真記録３冊	静岡県警鑑識課	５点の衣類



記者会見で検察が開示した証拠の画像を示す小川（秀）弁護士

2011年 5月13日

静岡地方裁判所
原田 保孝　裁判長　殿

袴田巖さんを救援する清水・静岡

要　請　書

これまで要請書の提出する機会も多く、再三同様の求めを訴えておりますので要点のみお伝えします。

かつては重大事件の冤罪は戦後混乱期までで現代はありえないと言われてきましたが、21世紀に至ってなお足利事件をはじめ多くの重大事件の冤罪が明白になり、多くの国民は裁判所に対して、きびしい視線を浴びせています。証拠を改竄した前田恒彦元検事の有罪判決が出るなど司法全体の信頼が失墜した中、司法に対する信頼回復が一層求められています。

今日、裁判所が国民の信頼を取り戻すには冤罪事件として国民の多くに知れ渡ったいわゆる“袴田事件”の再審請求で、市民の常識に沿った判断を行い、袴田巖さんの再審開始決定を行うことだと思います。そのために、以下の要請を致します。

要請項目

1．最高裁は不都合な鑑定を無視しました。そのようなことがないよう新証拠について真摯な検証を求めます。

2．全ての未開示証拠の開示を検察側に強く求めて下さい。

3．弁護団の求める証人調べを全て速やかに実施して下さい。

4．最高裁の決定には「犯行中にズボンを脱いだ」などの奇妙な判断がありました。そのようなことがないよう誰しもが納得する判断を求めます。

5．一日も早い再審開始をするよう英断を求めます。

以 上

連絡先：静岡市清水区石川本町16-18

2011年 5月 13日

静岡地方検察庁
大野　重国　検事正　殿
林　享男　検事　殿

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会



要　請　書

私たちは元プロボクサー袴田巖さんの無実を確信し、事件が発生した地元の清水を中心として、救援活動を行っています。 私たちの活動は地道な人権擁護の活動として評価され、昨年度からは静岡市の社会教育団体としても認められています。

私たちは無実の死刑囚として45年間という気の遠くなるような年月の拘束を強いられている袴田巖さんを救済するという一点で集まった団体でありますが、同時に、袴田巖さんの救済こそが、日本の司法及び司法行政が、多くの国民の信頼を取り戻すことにもつながることと信じております。

いわゆる“袴田事件”は、日本国内のみならずＥＵ各国など世界からも注目され、最も冤罪の可能性の高い事件として幅広く知れ渡っております。

かつては重大事件の冤罪は戦後混乱期までで、現代はありえないと言われてきましたが、21世紀に至ってなお足利事件をはじめ多くの重大事件の冤罪が明白になり、いまでは国民の信頼が著しく損なわれています。

弁護団は事件の矛盾点を様々追及しましたが、これまでの裁判所の判決は「解明できない問題があるにしても五点の衣類が請求人のものである限り有罪は崩れない」というものでした。

しかし、現在ではその五点の衣類が、証拠としての信憑性を問われています。 最高裁は「長期間味噌に漬かっていたことは明らか」と根拠も示さず判断しましたが、 私たちは弁護団と協力して味噌漬け実験を繰り返した結果、どう検証しても味噌に１年２ヶ月も漬かった物ではないことが判明しました。もはや袴田巖さんが有罪である証拠は崩れました。

今日、日本の司法が信頼を取り戻すには過去の過ちを正すことであり、袴田巖さんの再審を開始することです。

現在、東京拘置所での袴田巖さんは、日々の死刑の恐怖から自分が置かれている立場を認識できない精神状態であることは、あきらかです。３月10日には75歳となり残された命の時間はわずかとなりました。 私たちは貴検察庁に以下の要請を致します。

要請項目

１．　弁護団が提出する新証拠について真摯な検証を求めます。
　最高裁はズボンのサイズを繊維密度の比較という極めて科学的に検証した沢渡教授の鑑定を一行の反論もなく無視しました。このようなことでは裁判の信頼は失墜します。検察側も新証拠については真摯に検証し曲解や無視がないよう願います。

２．　全ての未開示証拠の開示を求めます。
　本件は事件発生より長い年月が経過し、審理に必要な事実の究明の手がかりが多く残されていません。事件より45年後の再審審理の特別な事情を考慮すれば、開示の必要性を個々に検事側が判断するのではなく全ての未開示証拠を協議の場に提出し検証することが最善な方法と考えます。国民の多くは不都合な証拠を隠し持っていると疑っています。疑いを晴らすには全面開示が必要です。

３．　弁護団の求める証人調べに反対しないで下さい。
　弁護団の求める証人調べに「必要なし」と主張せず、証人の証言を聞いてから判断し検察官としての主張を言ってください。やらない前から必要ないという考えは一般の国民の常識に反します。

４．　誰しもが納得する判断を求めます。
　本件判決を振り返ると五点の衣類の血痕付着が不自然という弁護側の主張に対し「殺害犯行の最中にズボンを脱いだ可能性のある」といった裁判官の考えが見受けられました。一般国民があきれてしまうような奇妙な判断は、諸外国に対しても恥ずかしい思いがします。検察側も見識を疑われることのないよう誰しもが納得する判断を願います。

５．　一日も早い再審開始に向けて努力することを求めます。
審理、検証を十分行うことは必要ですが、袴田さんの残された命の時間がわずかである状況を考慮し速やかな審理の進行に努力されることを願います。

以 上

連絡先：静岡市清水区石川本町 16-18

★日弁連再審弁護団会議で証拠開示について報告★

震災の影響で延期されていた日弁連主催の「第30回全国再審弁護団会議」が５月31日(火)午後１時から霞が関の弁護士会館で開催され、袴田事件弁護団からは西嶋団長はじめ多くの弁護士が参加し、加藤英典弁護士が代表して、今回の会議のテーマ「再審における証拠開示の現状とその前進に向けて」に沿って報告しました。残念ながら弁護士と研究者対象の会議だったため詳細は報告書などが出されるのを待つしかありませんが、参加した村﨑弁護士によると、日本の刑事司法の絶望的状況を再確認した一方で、同じく証拠開示について報告した福井事件や布川事件の弁護団から多くの示唆と刺激を得ることが出来たとのことです。特に福井事件の弁護団が三者協議でパワーポイントを使いながら証拠開示の必要性などをプレゼンしたことに触れ、袴田事件でも取り入れたいと意欲を見せました。弁護団の主張を文字情報だけで説明するのではなく、画像なども駆使しながら視覚に訴える手法は裁判官にも歓迎されるでしょうから、是非とも実現してもらいたいものです。■

面会報告

共同代表 福田勇人

2011年4月11日(月)

午前中、秀子さんが面会を申し込みましたが、袴田さんが「会いたくない」と拒否したため面会できませんでした。

2011年4月21日(木)

午後２時15分、ボクシング協会の新田さん、浜松救う会の笠井さんと私の３人で面会申請しました。私は例によって、刑事被収容者処遇法120条１項２号で死刑囚との面会ができることになっている重要用務処理者として「再審準備」を理由に申し込みましたが、笠井さんと私は拘置所決定で面会不許可。午後２時40分、新田さんにも拘置所職員から「袴田さんが『会う必要はない』と言っている」と告げられ面会ならず。差し入れは『ボクシングマガジン』と『ボクシングビート』の５月号とお花。

2011年5月11日(水)

午前10時過ぎ、秀子さん、東京救う会の坂詰さんと大竹さん、私の４人で面会に臨みました。まず秀子さん以外の３人で面会を申し込みましたが、「拘置所の決定で面会は認められません」とのことで門前払い。その後、秀子さんがあらためて申し込みましたが、午前10時20分ごろ、拘置所職員から「本人が出て来ない」と告げられ、袴田さんに面会を拒否されました。差し入れは花束。

この日は、私もメンバーに加わっている「FREE HAKAMADA NOW キャンドルナイト実行委員会」で作ったフォトブック(FHN実行委によるフォトアクション企画に賛同した皆さんから投稿してもらった写真を冊子にまとめたもの)を袴田さんに見てもらおうと秀子さんに託したのですが、袴田さんが面会に応じてくれなかったため面会室で見てもらうことはできませんでした。そこでフォトブックを差し入れてもらおうと秀子さんに手続をお願いしたところ、拘置所から「表紙にメッセージが書かれているので手紙扱いになる。郵送してくれれば届ける」と言われたそうで、差し入れも叶いませんでした。

その後FHN実行委で話し合い、郵送すると袴田さんが見てくれるかどうかわからない上、見てくれたとしても反応がわからないので郵送はしないことにしました。代わりに、袴田さんが面会に応じてくれるようになるまでフォトアクションを継続し、後から投稿されたものも合わせて、面会

室で直接袴田さんに写真を見てもらえるよう努力することにしました。

2011年5月26日（木）

午後1時20分、ボクシング協会の新田さん、フリーライターの渋谷さんと私の3人で面会申請しました。私はいつもどおり、刑事被収容者処遇法120条1項2号で死刑囚との面会ができることになっている重要用務処理者として「再審準備」を理由に申し込みました。10分後、拘置所職員から「渋谷さんと福田さんは拘置所決定で面会は認められません」と告知されたので、私が理由を尋ねると「関係法令にあたらない」との回答。そこで「弁護士以外の人には裁判の準備という理由での面会を許可しないとする通達なり内規なりがあるのか」と質問すると、「そういうものはありません」とのことでした。そうであるならなぜ関係法令にあたらないのか全く理解できません。

午後1時45分過ぎ、新田さんも拘置所職員から「袴田さんが『知らない人だから会わない』と言っている」と告げられ面会できず。差し入れは『ボクシングマガジン』と『ボクシングビート』の6月号とお花。

2011年6月9日（木）

午後から、秀子さんが面会を申し込みましたが、袴田さんが「忙しいから会わない」と言っているとのことで面会できませんでした。■



面会前にFHN実行委からフォトブックを託された秀子さん



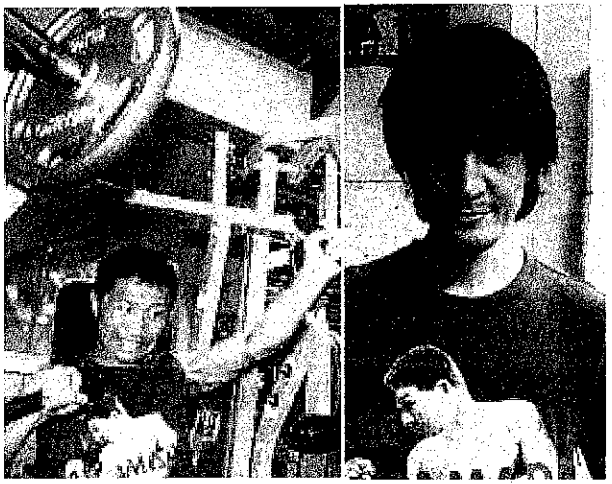
袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト

（日本プロボクシング協会公認）

http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会 袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。がんばれ！ Free Hakamada Now !!





元WBC世界フライ級王者・内藤大助選手、元WBA世界スーパーバンタム級王者・佐藤修氏

特集・布川事件再審無罪判決

5・24布川事件再審無罪判決ドキュメント

共同代表・福田勇人

【AM9:30】笠間市にある実家を出発。外は小雨、少し肌寒い。常磐線友部駅から上野行き各駅停車に乗車。途中、壊れた屋根をブルーシートで覆った家々や、建築現場に大きく掲げられた「がんばろう茨城」の横断幕が目に入る。

【AM10:20】土浦駅で下車。支援団体が企画した「人権ウォーク」の隊列は既に出発していて間に合わず。どこかのマスコミが人海戦術で傍聴券を入手するために手配したアルバイトの集団のあとに付いて水戸地裁土浦支部に向かう。

【AM10:35】傍聴券の抽選整理券が交付される亀城公園に到着。すでに大勢の人たちが列を成し



傍聴券の抽選発表を待つ人々

ている。地裁の職員が右手に巻いてくれたリストバンドに書かれた番号は「8850」。抽選結果の発表までの間、公園内や隣接する地裁の周りをうろつく。狭山事件の石川一雄さん、足利事件の菅家利和さん、氷見事件の柳原浩さん、志布志事件の川端幸夫さんら冤罪被害者の方々が報道関係者から取材を受けている。解放同盟の安田さん、菅家



桜井さんからプレゼントされたネクタイを着けて取材に応じる菅家さん

さんを守る会の西巻さんら冤罪事件支援者も大勢駆けつけている。『冤罪File』の今井さんと最近の冤罪事件の動きなどについてしばし情報交換。

【AM11:00】今日の主役の一人桜井昌司さんが地裁前に姿を見せると報道陣の取材攻勢が始まる。桜井さんの奥さん恵子さんにもカメラが向けられる。長かった闘いに一区切りが付く日を迎えて二人とも表情はとても穏やか。



桜井さんと恵子さん

【AM11:20】清水救援会の山崎さんに電話。結局袴田事件関係者は私だけが参加。ちょっとさび

しい。

【AM11:35】亀城公園内に傍聴券の抽選結果が掲示される。「8850」は残念ながら無し。翌日の新聞によると傍聴席25席を求めて1053人が並んだそうだから当選倍率は約42倍。去年3月の足利事件再審判決公判のときは「1513分の48」で約32倍だったから、今回はさらに厳しかったわけだ。JR浦和電車区事件支援者の玉盛さんたちを見かけ挨拶。やはり抽選には外れたとのこと。

【AM11:50】もう一人の主役杉山卓男さんもいつの間にか地裁前に姿を見せ、桜井さんと二人揃って正門前で報道陣の質問に答える。二人への取材が一段落した後も、支援者や報道関係者らで溢れる地裁前は、もうすぐ無罪判決が出される高揚感からか、ざわつきが止まない。

【PM1:00】午前中に雨はすっかり上がり、この季節らしい澄んだ青空から清々しい陽射しが降り注ぐ中、桜井さんと杉山さんが弁護団や支援者らに囲まれてデモ行進のように地裁に向かう。かな


支援者・弁護団とともに地裁に向かう桜井さんと杉山さん

りの早足。隣りにいたゴビンダさん支援者の客野さんが「もうちょっとゆっくり歩けばいいのに」とつぶやく。拍手とともに「がんばれ!」と声をかける国民救援会の支援者らに笑顔で手を振る二人が弁護団を引き連れて地裁に入っていく。

【PM1:30】裁判所正面玄関の自動ドアが開き、弁護団の若手弁護士2人が「再審無罪」「43年の闘い実る」と書かれた垂れ幕を掲げながら足取り軽く正門前まで出てくる。待ってましたとばかりにカメラマンたちがシャッターを切る。正門脇に陣取っていた国民救援会の街宣車からは無罪判決を祝福するアナウンスが響く。続いて音頭取りの声に合わせて支援者らが万歳三唱。桜井さんと杉山さんが長い長いトンネルから抜け出た瞬間だった。



無罪判決言渡し直後垂れ幕を掲げる弁護団の弁護士

【PM1:50】菅家さんたち冤罪被害者＆支援者グループに合流させてもらい地裁近くの飲食店で昼食。店内のテレビで2時のNHKニュースが始まり、早速布川事件再審無罪判決が報じられると皆一斉に画面を見つめる。地裁では判決理由の朗読が続く。

【PM3:10】夕方から記者会見が行なわれる予定のホテルマロウド筑波に一旦皆で移動し、眼下に霞ヶ浦が広がる眺望を楽しみながら13階のラウンジで一服。

【PM4:30】判決公判を終えて地裁から出てくる桜井さんと杉山さんを出迎えるため再び地裁に移動。正門前は二人を待ち構える報道陣と支援者でごった返す。人垣の合間を縫って何とか二人の姿を撮影できる位置まで前進しビデオカメラの撮影準備。

【PM4:50】桜井さんが手を叩きながら地裁から姿を現す。その後ろから照れくさそうな笑みを浮かべた杉山さんが続く。二人の表情からは「歓喜」というより「安堵」が見て取れる。早速国民救援会の用意したマイクを握った桜井さんが第一声。「皆さんありがとうございました。やっと念願叶って無実を勝ち取ることができました。今日の勝因は皆さん(支援者)の支えのおかげ。皆さんの力添えがあって44年闘えて来られたし、弁護団も活動を続けて来られた」。続いて杉山さんにマイ


公判が終わって支援者らに挨拶する桜井さん

クが渡され、「なんかあんまり言うことないんだよね」と、いつものおどけた調子で笑いを誘ったあと、「今まで６回有罪判決を聞きましたが44年かかってやっと無罪判決を聞くことができました。これもひとえに支援者と弁護団のおかげだと感謝しています」と話す。ただし判決内容については「言いたいことがあるので記者会見で言います」と不満げ。そして二人はガッチリ握手。あらためて皆で「冤罪布川事件の再審無罪判決、バンザーイ」と喜びを分かち合う。

【PM5:00】地裁前で囲み取材。杉山さん「44年間の疲れがどっと出た」。桜井さん「判決を聞いている途中から体が軽くなった」。対照的な二人の感想が面白い。判決について聞かれた桜井さんが、「検察の証拠隠しが明らかになったのに一切触れなかったのは神田裁判長の限界、非常に腹立たしいし唖然とした」と憤りをあらわにする。杉山さんも証拠隠しについては怒りが治まらない。当然だ。ぶら下がり取材の切れ目を狙ってこの日初めて杉山さんに「おめでとうございます」と言


地裁前で報道陣の取材に応じる杉山さん

葉を掛け握手。桜井さんにはまだ声を掛けられない。

【PM6:10】ホテルマロウド筑波で弁護団主催の記者会見。記者用に設けられた席の一番後ろの席を確保。桜井さんと杉山さんがひな壇に上がるともの凄い数のカメラが二人に向けられる。司会は事務局長の塚越弁護士。桜井さんが今の心境を聞



記者会見で判決内容を説明する山本主任弁護人（右）

かれ、支援者にあらためて感謝の言葉を述べたあと、「最高裁で無期懲役が確定したとき読売新聞が社説で『布川事件は疑惑に満ち満ちている』と書いてくれた」と感謝。一方杉山さんはマイクを持つ右手を上げて「やったよ」と少々控えめにガッツポーズ。判決が証拠開示について触れなかったこと、自白の任意性について完全には否定しなかったことなどに対する不満を述べる。その後、花束贈呈、日弁連人権擁護委員会から祝辞、柴田五郎弁護団長の挨拶、弁護団声明の朗読と続く。柴田団長は最高裁で上告が棄却されたとき、「自分も一緒に無期懲役になったような気がした。最後まで付き合う覚悟を決めた」と語る。数年前本会主催のシンポジウムにパネリストとして参加してくれた山本裕夫主任弁護人がメガネを鼻先まで下ろして手元のメモを覗き込みながら今日の判決内容を説明。二人と犯行を結びつける物証は無く、有罪を支えた「自白」「目撃証言」とも裁判所は信用性を否定したとのこと。こんな杜撰な証拠で二人は29年間も獄につながれたのか。やりきれない。続いて、公判を傍聴した村岡啓一一橋大教授による解説。「今日の判決の最大の意味は、

原審の段階でなぜこれほどの冤罪を見抜けなかったのかと、今の裁判所自身が明確に言ったこと」。場内からは大きな拍手。さらに「布川事件は、有罪無罪を単に証拠の価値だけで判断するのではなく、どういう過程を経てその証拠が現れてきたのかまで明らかにしなければならないことを教えている」と指摘。まさにその通り。質疑応答での桜井さんの発言：「判決には大不満」「検察に対する裁判所の弱腰が検察を増長させている」「無実を訴えている仲間のために今後もがんばって行きたい」などなど。一方の杉山さん、「無罪判決で力が抜けちゃった」「でっち上げの主犯は検察」「犯人視報道をしたメディアの方にも反省してもらいたい」などなど。フジテレビの笠井アナに「奥様への思いを具体的にお話下さい」と振られた桜井さん。「恵子さんの言葉が裁判官の心に届いた面があったと思う。ホントに感謝している」。立ち上がり「ホントに恵子ちゃんありがとうございました」。そのあとを受けた杉山さん。「わたしは別に無いですね」。場内爆笑。国賠について桜井さんは「やります。検察の証拠独占が冤罪を生んでいる。二度と証拠隠しが行なわれないようにすることを主眼に闘いたい」ときっぱり。杉山さんは「私はやるつもりはありません」。この二人、どこまで仲が悪いのか。最後に国民救援会からのリクエストで二人が笑顔でガッチリ握手。いい会見だった。

【PM7:40】会見を終えた桜井さんに握手を求めお祝いの言葉をかける。「ありがとうございます」と握り返す手からも喜びが感じられる。43年間、本当にお疲れ様でした。

【PM7:45】浦電事件支援者の玉盛さんとパーティー会場へ。終始和やかな雰囲気でプログラムが進む。そして国民救援会恒例の「無罪」垂れ幕の引継ぎ。冤罪事件被害者や支援者が次々と舞台に上がる中、玉盛さんに促され、国民救援会とは関係ないにもかかわらず、袴田事件関係者として私も舞台に上がる。名張事件支援者で奥西さんの面会人でもある稲生さんへ桜井さんと杉山さんから垂れ幕が渡される。奥西さんはすでに85歳。時間がない。



無罪判決獲得祝賀パーティーで花束を贈られる桜井さんと杉山さん

【PM8:50】菅家さんと西巻さんに挨拶してパーティー会場を中座。ホテルが用意したバスで土浦駅へ向かう。道中、将来袴田さんの再審無罪が決まったときのことを想像してみる。記者会見で袴田さんは一体何を語るのか。うまく想像できない。長い１日が終わった。■



袴田巖さんにも、
一刻も早い再審を！



Free Hakamada Now!!!

RISE UP!!

This collage is made by zan from the music album jacket "RISE UP" by Thomas Mapfumo & The Blacks Unlimited.

布川事件 再審無罪

自白の信用性否定

地裁土浦支部判決 逮捕から43年余

利根町布川で1967年8月、大工の玉村篤天さん＝当時（62）＝が殺害され、現金を奪われた布川事件で、強盗殺人罪などで無期懲役が確定、その後仮釈放された桜井昌司さん（64）と杉山卓男さん（64）の再審判決公判が24日、水戸地裁土浦支部で開かれた。神田大助裁判長は捜査段階の自白について「信用性を肯定できず、任意性も疑いを払拭できない」と述べ、2人に無罪を言い渡した。逮捕から43年余りで2人の名誉が回復された。



布川事件の再審公判で無罪判決を受け、笑顔で水戸地裁土浦支部を出る杉山卓男さん（左）と桜井昌司さん＝24日午後4時50分、土浦市中央1丁目（鹿嶋栄寿撮影）

最高裁と日弁連によると、戦後に発生し、死刑が無期懲役が戦後に確定した事件の再審で、無罪が言い渡されたのは2010年3月の「足利事件」に続いて7件目。

判決理由で神田裁判長は、有罪判決の証拠となった捜査段階の供述調書を「捜査官らの誘導で作成された可能性が否定できない」と指摘した。2人の自白で「供述の変遷が認められる」と述べ、取り調べで録音されたテープを「録音前に捜査官から働き掛けがあったと推認される」と述べた。

犯行現場の被害者方で、2人の指紋や毛髪が採取されなかったことから、強盗殺人と結び付く客観的証拠が存在しないことを認定。「犯人と証明できる証拠はない」と結論付けた。

被害者宅前で2人を目撃した男性の供述は「信用性に欠ける」として、「2人の自白を支えたり、推認させる証拠はない」と判断した。

桜井さんは窃盗罪、杉山さんは暴行罪などに問われていたが、判決はそれらについても2人に懲役2年、執行猶予3年とし、強盗殺人罪は無罪とした。

弁護団は公判後、土浦市内で記者会見。桜井さんは「支援者に支えられて44年間闘えた。素晴らしい弁護団のおかげ」と笑顔。杉山さんは「やっと勝てた。裁判長が検察側の証拠隠しに触れなかったのが不満だった」と話した。

再審公判は昨年7月から計6回開かれた。検察側は有罪立証の柱として遺留品のDNA型鑑定を請求したが、神田裁判長は「実施する前提条件が欠ける」などとして却下。検察側は「供述調書は任意性が否定されていない」と主張していた。当初の判決予定は3月16日だったが、東日本大震災の影響で延期された。

判決を詳細に検討

水戸地検の猪俣尚人次席検事の話　検察側の主張が認められなかったのは遺憾。判決内容を詳細に検討した上で、上級庁と協議して適切に対応する。

判決骨子

- 強盗殺人について2人はいずれも無罪
- 強盗殺人と結び付ける客観的証拠はない
- 被害者宅前で2人を目撃したとの証言は信用性に欠ける
- 自白調書が捜査官らの誘導により作成された可能性を否定できない

布川事件・再審公判での争点

	弁護側	検察側	判決
自白	殺害行為などの「自白」は客観的状況と反する	実際に体験しないと述べられないような具体的犯行状況を自白	捜査官の誘導があったという可能性を否定できない
目撃証言	証言には異常な変遷があり、捜査官の誘導が強くうかがわれる	現場付近で2人を目撃したという6人の証言は信用性が高い	自白を支え、2人が犯人だと結び付けるものはない
証人（男性）の供述調書	変形や身長が杉山さんと異なっている	核心部分で変遷があり、証拠価値はない	変遷が見られ、全面的には信用できない

布川事件関連
4 再審判決要旨
5 闘い実り万感
22「無罪」に笑顔
23 真実勝った日

冤罪原因踏み込まず

誤判防止の確立急務

解説

布川事件は2人と直接結び付く物証がない中、再審の無罪判決を言い渡した水戸地裁土浦支部判決は、自白に偏重した捜査の危険性と証拠開示の重要性をあらためて浮き彫りにした。刑事裁判に市民感覚を反映する狙いで導入された裁判員制度が定着しつつある中、再審の無罪判決を教訓として、冤罪（えんざい）を防止する仕組みの確立を急ぐ必要がある。

布川事件は2人と直接結び付く物証がない。再審請求は申請するうえで、自白と数人の目撃情報による「供述証拠」が有罪立証の根拠になった。証拠を集める警察の捜査力に加え、従と証拠に基づき有罪を証明する検察が自白に頼った結果、2人は自由を奪われた。

再審判決は、こうした自白や目撃者の供述調書の信用性を否定して無罪を導いた。

布川事件の責任は重い。再審請求は申請するうえで、自白と数人の目撃情報による「供述証拠」が有罪立証の根拠になった。証拠を集める警察の捜査力に加え、従と証拠に基づき有罪を証明する検察が自白に頼った結果、2人は自由を奪われた。

再審判決は、こうした自白や目撃者の供述調書の信用性を否定して無罪を導いた。

大阪地検特捜部の証拠改ざん事件を受け、検察は「供述調書至上主義」からの脱却を図る証拠の明白性と新規性がなければ認められない。弁護側は新たな目撃証言の供述調書を調べ上げる「調書主義」から、被告の公判検察側に開示させ、供述証拠を崩し、再審に頭主義」に変わった。2人に無罪を言い渡した判決文は冤罪が起きた原因に踏み込まず「捜査官による誘導の可能性」の指摘にとどまった。刑事裁判では無罪の発見が大きな使命の一つ。裁判所は捜査機関が集めた証拠を審理するという自らの果たすべき役割を再考し、誤判の原因を検証しなければならない。

（報道部・小林太一）

茨城新聞
2011年5月25日朝刊

判　決　要　旨（骨子）

被告人　櫻井　昌司
被告人　杉山　卓男

被告人櫻井に対する強盗殺人・窃盗，被告人杉山に対する強盗殺人・暴行・傷害・恐喝・暴力行為等処罰に関する法律違反各再審被告事件
平成２３年５月２４日宣告
（水戸地方裁判所土浦支部　裁判長裁判官神田大助・裁判官吉田静香・裁判官信夫絵里子）

【主 文】

○本件公訴事実中強盗殺人の点については，被告人両名はいずれも無罪。
○被告人櫻井昌司においては昭和４５年１０月６日水戸地方裁判所土浦支部が言い渡した判決の判示第１の各罪について，被告人杉山においては同判示第２の各罪について，被告人両名をそれぞれ懲役２年に処する。
○被告人両名に対し，原審における各未決勾留日数中，その各刑期に満つるまでの分をそれぞれその刑に参入する。
○被告人両名に対し，昭和５３年７月１２日（同判決の確定日）から３年間それぞれのその刑の執行を猶予する。

【理 由】

第１　本件強盗殺人の公訴事実について

１　再審開始事由のある公訴事実

本件再審開始決定において，再審開始事由があると判断されたのは，昭和４５年１０月６日，水戸地方裁判所土浦支部が被告人両名に対して言い渡した確定判決（以下「本件確定判決」という。）の判示第３の強盗殺人（以下「本件強盗殺人」という。）の事実である。

被告人両名は，確定審から一貫して，自らは本件強盗殺人の犯人ではないとしていずれも無罪を主張し，これまで被告人両名の有罪を主張する検察官との間で熾烈な攻防が尽くされており，この点は本再審公判においても同様である。

そこで，現時点における全証拠関係を前提に，第一審の立場から新たにその証拠価値等を精査し，本件強盗殺人の公訴事実にいて検討する。

２　客観証拠の状況

本件において前提となる客観的な事実関係を概観すると，犯行現場である被害者方からは，少なくとも，被告人両名のものであると積極的に思料される指掌紋や毛髪は採取されておらず，その他，本件で提出された全ての証拠を精査しても，被告人両名と本件強盗殺人とを結びつけるような客観的証拠は存在しない。

3　検察官による有罪立証の骨子等

検察官が、本件強盗殺人に係る被告人両名の犯人性を立証する上で根拠とするところは、大きく①被告人両名の捜査段階における自白が存在すること、②犯行当日の被告人両名の足取りを示す証拠として、我孫子駅から布佐駅、利根川かに係る架橋、さらには被害者方前に至る各地点において、被告人両名ないしそのいずれか一方の姿を目撃したとする６名の者の目撃供述（以下「一連の目撃供述」という。）が存在すること、③被告人両名が虚偽のアリバイを供述していることの３点である。

ところで、被告人両名の捜査段階における自白は、被告人両名の本件強盗殺人に係る犯人性を直接証明しうる唯一の証拠である。そして、一連の各目撃供述は、被告人両名の自白を支える補強証拠として把握しうるものであり、このうち、本件強盗殺人の犯行が行われたと考えて矛盾のない時間帯に被害者方前で被告人両名を目撃したなどとする甲の供述は、本件強盗殺人に係る被告人両名の犯人性を推認させる間接証拠としての性格を併せ持つものである。その余の者の各目撃供述は、いずれも甲の供述に比して、本件強盗殺人の犯行とは時間的にも場所的にもやや距離のある場面での目撃供述をその内容とするもので、仮に甲の供述を捨象すれば、これらに備わった本件強盗殺人に係る被告人両名の自白を支え、あるいは被告人両名の犯人性を推認させる力はいささか微弱なものと言わざるを得ないものの、少なくとも、甲の供述との関係においてみれば、これに連なりこれを支える一連の証拠群として相応の証拠価値を持ちうるものである。なお、被告人両名の各アリバイ供述は、もとより被告人両名の一連の供述を構成する一局面であって、そもそも捜査段階における自白と表裏をなす関係にあるのであるから、これらについては全体としての考察、評価に付するのが相当である。

4　一連の各目撃供述等について

そこで、一連の各目撃供述の信用性を順次検討し、その結果を綜合すると、そのうち最も重要な証拠価値を持ちうる証拠として位置づけられる甲の供述は、それ自体としてみても、その供述経過や供述内容、その他客観的な視認条件等の諸点において、その信用性を肯定することには慎重とならざるを得ない事情が多々存するところである。そして、その余の者の各目撃供述の個々の信用性の程度については必ずしも一様ではないものの、少なくとも、そのいずれについても、甲の供述との間で相互に信用性を高めあうような関係にあるものとは認められない。

したがって、甲の供述は信用性に欠けるというほかなく、一連の各目撃供述を全体として考慮しても、結局のところ、本件強盗殺人に係る被告人両名の自白を支え、或いは被告人両名の犯人性を推認させる証拠は何ら存在しないというべきである。

5　被告人両名の捜査段階における自白について

そうすると、本件において、被告人両名の捜査段階における自白については、一方の自白が他方の自白の信用性を相互に支え合う関係にあるという点はさておき、それ以上には、被害者の死体や被害者方の現場の状況等といった若干の証拠を除き、各自白の真実性を実質的に支える有力な補強証拠は特には何ら見当たらず、また、被告人両名の犯人性を推認させる間接証拠も何ら存在しないということになる。このような本件の証拠関係の下にあっては，被告人両名の自白を検討し，その任意性，信用性の有無を判断す

るに当たり，殊の外慎重な姿勢でこれに臨むことが強く求められるというべきである。

そして，被告人両名の捜査段階における自白について，順次問題となる点を検討すると，いずれも，犯行そのものやこれに直結する重要な事項の全般にわたり，供述の変遷が認められ，その程度は容易に看過し得るものではなく，その変遷に合理的な理由を見いだすことも困難であること，また，客観的事実と整合しない可能性が高いと思われる点や，客観的事実に照らして不自然と思われる点も少なからず散見されること，被告人両名の自白相互間にも多岐にわたる多くの相違点が存すること，さらには，捜査官らの誘導等により虚偽の自白を強いられた旨の被告人両名の供述について，容易くその信用性を否定することができず，一方，これら被告人両名の自白調書の作成に当たり，不当な誘導等は一切なかった旨述べる捜査官らの供述は，少なくともその限りにおいていささか信用性に乏しいものと認められ，ひいては被告人両名の各自白調書が何某か捜査官らの誘導等により作成されたものである可能性を否定することはできないこと，加えて，被告人両名の各アリバイ供述がいずれも虚偽であるとは認められないこと，その他，被告人両名の自白の任意性，信用性を裏付ける事情として検察官が指摘するところにも特に依拠しうるものがないこと等の諸点が明らかである。

これらの諸点における個々の事項について，その有する意味合いの軽重にはもとより種々のものがあるものの，前記のような本件における特異な証拠関係の下にあって，被告人両名の自白の任意性，信用性の判断に当たり，殊の外慎重な姿勢でこれに臨むことが強く求められる中，これだけ多くの点において，それらを減殺ないし否定する方向に働く事情が存することは，極めて厳粛にこれを受け止める必要がある。

そうすると，被告人両名の捜査段階における自白については，いずれもその信用性を肯定することはできず，さらにはその任意性についてもそれ相応の疑いを払拭することができないというべきである。

６　結論

以上の次第であり，被告人両名が本件強盗殺人の犯人であると証明するに足りる証拠は存在しないとの結論に帰するから，本件強盗殺人の公訴事実については，刑訴法３３６条により被告人両名に対しいずれも無罪の言渡しをする。

第２　本件強盗殺人以外の各公訴事実について

本件確定判決は，被告人両名を本件強盗殺人の共同正犯と認定した上，被告人櫻井については窃盗との，被告人杉山については暴行，傷害，恐喝，暴力行為等処罰に関する法律違反との併合罪として，被告人両名に対し，いずれも１個の主文で無期懲役に処する旨言い渡したものであるところ，本再審公判は，本件再審開始決定に基づき，被告人両名に対する本件強盗殺人の公訴事実のほか，これと併合罪の関係にある全ての各公訴事実をその審判の対象とするものである。

もっとも，本件再審開始決定において再審開始事由があると判断されたのはこのうち本件強盗殺人の事実に限られるのであるから，本再審公判においても，その実質的な審判の対象は本件強盗殺人の公訴事実に限定されるというべきであって，その余の各公訴事実についてはいずれも形式的に審判の対象となっているに過ぎず，これらに関する本件確定判決の有罪認定を覆すことは許されない。

そこで，本再審公判においては，前記のとおり無罪を言い渡すべき本件強盗殺人の公訴事実を除くその余の各公訴事実について，本件確定判決の有罪認定を前提に，本件確定判決宣告当時に立ち返り，その当時における法令とその時点で認められた諸般の量刑事情に基づき，その有罪部分のみであればどのような量刑がなされていたかを想定し，被告人両名に対する量刑判断を行うべきこととなる。

なお，弁護人は，本件強盗殺人以外の各公訴事実について，被告人両名に改めて刑を言い渡すことは二重の危険の法理に反するなどとして，被告人両名には免訴が言い渡されるべきである旨主張するが，前記のような量刑判断の性質に照らせば，被告人両名には何ら実質的に新たな応訴の負担を強いるものではなく，さらにその他弁護人の縷々指摘するところを勘案しても，免訴を求める弁護人の主張は当たらない。

したがって，被告人櫻井においては窃盗の各公訴事実について，被告人杉山においては暴行，傷害，恐喝，暴力行為等処罰に関する法律違反の各公訴事実について，それぞれ本件確定判決の認定したところに基づき，所要の法令を適用した上，諸般の事情を考慮し，主文のとおりの刑を定めることとする。

（求刑－被告人両名についていずれも無期懲役）

【声明】　　布川事件再審無罪判決について

本日，水戸地方裁判所土浦支部は，冤罪布川事件で強盗殺人の犯人とされた桜井昌司さん，杉山卓男さんに完全な無罪判決を言い渡した。二人は無実を叫び続けること４４年目にして，ようやく雪冤を果たし潔白の身となった。

今日の無罪判決は，何よりも桜井・杉山両氏の不屈のたたかいが結実したものであり，弁護団の緻密な分析と献身的な努力，そして全国の守る会や日本国民救援会など各界・各層の大きな支援運動が相まって勝ち取られた成果である。私たちは，今日の判決を心の底から喜び，歓迎する。

この日を待ちこがれながら志半ばに先立たれたお二人のご両親をはじめ，弁護団の山川豊さん，守る会を牽引された北林谷栄さん，清水誠さん，中田直人さん，様々な形で二人を支援されてきた全国の守る会・国民救援会の先達に，感謝を込めて勝利の報告をし，天上天下で喜びを共有したい。

同時に，あまりにも長い苦難の歳月は決して戻らないことを訴えざるを得ない。なぜ無実の二人が有罪とされ，２９年の下獄を含め４４年もの間自由と人権を奪われなければならなかったのか。確定第一審で無期懲役刑を言い渡した裁判所だからこそ，誤判原因の解明が期待されてきた。

判決は，有罪の根拠とされた二人の「自白」や「目撃証言」が，警察・検察の不当な取調べと誘導によって作られたものであるとして，その信用性を完全に否定した。

別件逮捕から始まり，脅し，偽計，誘導による自白と証言の強要，さらには証拠の捏造から公判での偽証など，布川事件はあらゆる手段を駆使して無実の者を有罪に追い込み，「冤罪のデパート」と呼ばれた違法捜査の連鎖であった。その捜査手法が厳しく断罪されたのである。

また，検察は重要な目撃証言を握りつぶし，二人の無実につながる証拠を隠し続けてきた。その不当な公判活動が裁判所の判断を誤らせ，無辜の救済を長引かせた。再審請求審でも再審公判でも，何ら具体的な立証もせず面子だけにこだわり，有罪を主張し続けたことに怒りを禁じ得ない。昨今国民の批判が集中する中，自ら宣言した「検察改革」が真摯なものでなかったことを世に知らせた。

さらに，真実を見抜けず６回にわたって有罪を認定した裁判所こそ自省しなければならない。予断と偏見，自白偏重の結果の重大さを深く自戒すべきである。

私たちは，このような誤判の原因が明らかになった以上，警察・検察，そして裁判所が，それぞれの立場で冤罪の原因を検証し反省すること，そして，桜井さん・杉山さんに心から謝罪することを強く求める。とりわけ，検察は，直ちに控訴断念を表明し，即時に無罪判決を確定させるべきである。

同時に，私たちは二度と冤罪をつくらないための具体的な方策を求める。代用監獄の廃止，取調べ過程の全面可視化，検察官手持ち証拠の全面開示義務が少なくとも不可欠であることを，冤罪布川事件の最大の教訓とすべきである。

私たちは，今日の判決をわがことのように喜び，次は自らの番だと待ちわびている数多くの冤罪被害者に思いを馳せる。無実の罪で死刑を宣告され，５０年の長きにわたって無罪を叫び，８５歳となる奥西勝さんの名張毒ぶどう酒事件をはじめ，全ての冤罪事件の一日も早い解決を心から願ってやまない。布川事件の無罪判決が，いかなる困難があっても真実に勝るものはないこと，無実の人は必ず無罪を勝ち取ることができることを証明した希望の灯となることを確信する。

２０１１年５月２４日

布川事件　桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会
日本国民救援会



やっていないのに「自白」したとしても責められない ～布川事件の無罪判決に学ぶべきこと

どん・わんたろう

「ここにいる人の８割は自白させられますよ」

24 日に再審で無罪判決を勝ち取った「布川事件」の元被告、桜井昌司さん (64) が、そんな風に話していた。判決６日前の院内集会で「やっていないことを、なぜ自白してしまったのか」と問われた時のことだ。

「捜査する側には『確証なき確信』っていうルールがあるんだそうです。いったん逮捕したら有罪の前提で調べる。留置場に入れられて、『やっていない』と言い続けても心が折れちゃうんです」

布川事件のもう１人の元被告、杉山卓男さん (64) も「捕まった時点で犯人にしようとストーリーが出来上がっていた。『もういいや』で『自白』してしまった」と語った。

布川事件とは、1967 年８月に茨城県利根町で 62 歳の男性が殺害され、現金 11 万円が奪われた強盗殺人事件である。１カ月半後に、桜井さんは窃盗容疑で、杉山さんは暴力行為容疑で、それぞれ別件逮捕された。「いわゆる不良だった」とはいえ、２人とも 20 歳そこそこだった。

支援団体「桜井昌司さん・杉山卓男さんを守る会」のホームページ (http://www.fureai.or.jp/~takuo/fukawajiken/) によると、桜井さんは警察の取り調べで「お前が犯人だ」「アリバイが言えないのは犯人の証拠だ」「お前と杉山を現場で見た人がいる」「お前の母ちゃんも、早く本当のことを言えと言っている」と責められ続けた。「犯人にされてしまう」と不安になっている時に嘘発見器にかけられ、「みんな嘘と出た。もうダメだから話せ」と突きつけられる。何を言っても犯人にされてしまうと自暴自棄になって「嘘の自白」をしてしまったという。

一方の杉山さんは、取調官に「桜井がお前とやったと言っている」と、桜井さんの署名の入った調書を見せられた。そして、「俺はやってないんだから、後になればきっと分かってもらえる。やらないと言っているだけでは、いつまでも調べが終わらない」という気持ちから「嘘の自白」をしてしまったそうだ。

やっていないなら否認を通せばいいじゃん、と考えるのはたやすい。でも、自分が逮捕されて、取り調べられる立場になったことを想像してみてほしい。

そもそも、普通に暮らしている市民にとって、警察署に入る機会自体がそうそうあるわけじゃない。逮捕されて身に覚えのないことを問い詰められれば動揺もするし、何が起きているのか分からなくなるだろう。私が取材の過程で見た警察の取調室は、一様に狭くて、薄暗いか無機質かで、こんな場所で連日朝から晩まで取調官と対峙するだけで、ものすごいエネルギーが必要だと感じた。庁内で漏れ聞いた取り調べの口調は、怒声だったり詰問だったりで、決して普通の会話ではなかった。

しかも、夜は留置場に閉じ込められる。一日中世間から切り離された世界にあって、弁護士を中心にした強力な支援でもなければ、何より精神的に参ってしまうに違いない。疑いをかけられた側は、捜査する側と対等ではないのだ。自分がその立場に置かれたら、やっていないとしても否認を貫ける自信はない。

もちろん、２人は「裁判で本当のことを言えば

分かってもらえる」と信じて、公判で犯行を否認した。しかし、実際は「検察官は無実の証拠を隠し、本当のことを言わない。裁判官も見抜けなかった」と桜井さん。杉山さんも「裁判官は検察官に騙され、犯人扱いの予断の審理だった」と振り返る。

犯行現場に残された指紋や毛髪をはじめ、２人につながる物証はなかった。結局、有罪の根拠とされたのは「嘘の自白」である。２人とも無期懲役が確定し、仮釈放まで 29 年間にわたる身柄拘束を余儀なくされた。

再審の無罪判決は、捜査段階での２人の自白について、(1) 犯行そのものやこれに直結する重要な事項の全般にわたり、供述の変遷が認められ、その程度は容易に看過し得るものではなく、その変遷に合理的な理由を見いだすことも困難、(2) 客観的事実と整合しない可能性が高いと思われる点や、客観的事実に照らして不自然と思われる点も少なからず散見される、(3) 自白調書が捜査官らの誘導等により作成されたものである可能性を否定することはできない、などを挙げて、「信用性を肯定することはできず、さらにはその任意性についてもそれ相応の疑いを払拭することができない」と結論づけた。

でもね、言うまでもなく自白調書は、無期懲役を言い渡した原審と同じものだ。原審できちんと審理していれば (1) や (2) の判断なんてとっくに出来ていたわけで、弁護団が言うように「最初の１審から無罪だった」だろう。２人は「嘘の自白」をさせられてしまったがために、雪冤に逮捕から 43 年余もの歳月を要してしまった。考えさせられるところ大である。

再審の過程では、「自白」を録音したテープが改ざんされていたことや、捜査側に不利な目撃証言が隠されていたことも明らかになった。今日も止まない冤罪事件を見ると、当時と事情は変わっていない。再発防止のために、取り調べの全面可視化、検察が持つ証拠の全面開示、代用監獄の廃止といった制度の整備が早急に求められているのは間違いない。

同時に、もっと根本のところで問い直さなければならないことがある。

「何をしても許されるのが警察官と検察官。社会が許している。間違った行為をしたら、どなたでも罪や責任を問われる社会にしたい」。無罪判決後の記者会見で、桜井さんは強調した。

無辜の民に虚偽の自白をさせたとしても責任を追及されない警察官や検察官だけではない。一方的な犯人視情報を垂れ流すマスコミ。その心証に操られ、真実を見抜こうとしない裁判官。さらに言えば、こうした冤罪の構造に目を背けたまま許容している我々国民――。結果的に真犯人を取り逃がしてしまったのはなぜなのか。布川事件から学ぶべき教訓は多い。

布川事件の犯人とされたこの二人を、1996 年に仮釈放されてから 15 年にわたって撮り続けたドキュメンタリー映画「ショージとタカオ」が現在上映中です。こちらも是非ご覧ください。

そこに映っているのは、フツーのおじさんの姿です。

「マガジン９：http://www.magazine9.jp/」より、どんわんたろうさんの許可を得て掲載しております。■

マガジン９

http://www.magazine9.jp/



ズボンの札 開示請求

袴田事件 弁護団、静岡地裁に

清水市（現静岡市清水区）で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求審で袴田厳死刑囚(ヒ)の弁護団は、確定判決が誤認した疑いが指摘されているズボンの寸法札に関する証拠などを開示するよう、静岡地裁に申請した。弁護団、地裁、静岡地検が請求審について話し合った十三日の三者協議後、弁護団が記者会見で明らかにした。

犯行時の着衣とされ、判決の決め手となった「五点の衣類」のうちのズボンについて、弁護団は、サイズが小さくて袴田死刑囚ははけず、捏造(ねつぞう)された疑いが強いと主張してきた。

弁護団によると、判決はズボンの寸法札に記載された「B」という文字について、サイズを表すと認定。しかし、ズボンを製造した会社の元役員男性は今年一月、弁護団の聞き取り調査に対し「Bは色を表す」と証言したという。

今回、開示を求めたのは、男性が事件当時、任意で捜査機関に提出した寸法札など。会見で明らかにした開示の申立書で、弁護団は寸法札が男性の証言を裏付け、捜査機関がBはサイズではなく、色を表すと明確に認識しながら、訂正してこなかった経過を不自然とする主張の材料になると指摘。会見で同弁護団の小川秀世弁護士は「Bは明らかに色」と判決の誤認をあらためて訴えた。

このほか、衣類から採取された血痕の鑑定などについても、弁護団は開示を請求した。

中日新聞静岡版　2011年5月14日

朝日新聞静岡版　2011年5月14日

衣類など写真帳 検察側証拠開示

袴田事件再審請求

旧清水市（現静岡市清水区）で一家4人が殺された「袴田事件」で、死刑が確定した元プロボクサー、袴田厳死刑囚(75)の第2次再審請求をめぐり、静岡地裁と検察、弁護団による三者協議が13日、開かれた。

弁護団によると、事件直後の現場や、犯行時の着衣とされる「5点の衣類」の写真などを収めた3冊の写真帳が、新たに証拠開示された。これまで検察側が無いと主張していた衣類の細部を撮影した写真も含まれているという。



開示された写真帳の画像を公開する小川秀世弁護士＝13日、静岡市葵区の県弁護士会館で

中日新聞夕刊　2011年5月13日

静岡新聞朝刊　2011年5月13日

袴田事件きょう3者協議 写真、新たに開示へ

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、無実を訴えている袴田厳死刑囚(75)の第2次再審請求をめぐり、検察側が新たに事件に関する記録写真などを静岡地裁に提出することが12日、分かった。13日に開かれる同地裁、静岡地検、弁護団による3者協議で開示する。

弁護団によると、開示されるのは写真記録3冊と供述調書2通。写真記録には事件現場の写真が含まれているとみている。弁護団は開示証拠の内容を詳しく分析していく方針。

弁護団は4月30日、袴田死刑囚の犯行着衣とされたズボンなどの「5点の衣類」が、「捜査機関によるねつ造だった」とする主張をまとめた「再審請求理由補充書」を同地裁に提出した。13日の3者協議では、5点の衣類に関する押収物などの開示を新たに求める。

写真など新たに開示

静岡 袴田事件で三者協議

清水市（現静岡市清水区）で一九六六年、みそ製造会社の専務一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求審で、袴田厳死刑囚(ヒ)の弁護団、静岡地裁、静岡地検の三者協議が十三日、地裁で開かれ、地検側はこれまで開示していなかった新たな五点の衣類の写真や、事件発生時の現場写真、被害者の解剖時の写真などを開示した。

今後、弁護団は写真の中に新たな証拠につながる手掛かりがあるのではないかとみて、検討していく。

弁護団によると、開示された袴田死刑囚が犯行時に着ていたとされる五点の衣類の写真には、損傷部分を拡大したものも含まれている。

協議後に会見した小川秀世弁護士は「写真をもとに、新たな追及ができないか検討したい」と話した。

また、事件発生から二週間後に拾得され、事件との関連が指摘された「黒革の財布」などに関する開示の請求に対して、地検側は「相当ではない」として、一切開示を拒否したという。



地検側が今回公開した、当時の証拠写真が入った冊子の画像を見せる小川秀世弁護士

袴田事件3者協議

「現場」「着衣」写真開示

検察側「解剖」含め冊子3冊

1966年に旧清水市（静岡市清水区）で一家4人が殺害された袴田事件の第2次再審請求で、弁護団、静岡地検、静岡地裁の8回目の3者協議が13日、静岡地裁であった。協議後に弁護団が会見し、事件直後に警察が撮影した現場などの写真が開示されたと発表した。弁護団の小川秀世弁護士は、「内容を調べた上で、今後の話し合いに役立てたい」と話している。

弁護団によると、今回地検側が開示したのは当時静岡県警が撮影した証拠写真が入った冊子で、「現場編」「着衣編」「解剖編」の3冊。写真枚数は不明だが、3冊重ねると20㌢を越える高さになるという。

弁護団は以前から写真の開示を求めてきたが、「処分したかどうかも分からない」として地検側が応じなかった。写真が残っている可能性が高いとみた弁護団が、情報開示制度で県警の内規を調べ始めたところ、検察側が開示したという。県警の内規では記録等は原則永久保存になっていた。

弁護団は、袴田厳死刑囚が奪った現金が入ったとされ、後に清水郵便局で見つかった封筒に関する証拠開示も求めていたが、地検側が応じなかった。弁護団は「なぜ隠そうとするのか。重要な証拠を開示しないのはおかしい」と話している。

弁護団は、ステテコや半袖シャツに残っていたとされる血痕採取の鑑定結果などの証拠開示も求めた。次回協議は7月1日に開かれる。【平塚雄太】

検察、写真帳3冊開示

袴田事件3者協議　財布は提出せず

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」で、無実を訴えている袴田厳死刑囚(75)の第2次再審請求をめぐる静岡地裁、静岡地検、弁護団による第8回3者協議が13日、同地裁で開かれた。検察側は新たに、事件に関する写真を集めた写真帳などを開示。弁護団は捜査機関が保有しているとみられる証拠品などの開示を求めた。

協議後に会見した弁護団によると、開示された写真帳は捜査機関が編集した「現場編」「解剖編」「着衣編」の3冊。着衣編の写真は、犯行着衣とされたズボン、ブリーフなどの「5点の衣類」を撮影した写真をまとめてある。損傷部分の拡大写真など「相当いろいろな資料が含まれている」（小川秀世弁護士）として、弁護団は「5点の衣類はねつ造」との主張につなげるための分析を進める。

弁護団はさらに、5点の衣類についての証拠開示命令申立書を地裁に提出。メーカーが任意提出したブリーフと、ズボンの寸法札の開示、採取された血痕の鑑定結果の開示をそれぞれ求めた。

一方、事件の数週間後に旧吉原市（現富士市）内で拾得され、弁護団が事件と関係が深いとみて開示を求めていた「黒革財布」に関する証拠について、検察側は意見書で「提出を相当とする証拠は認められない」とし、開示しなかった。弁護団は、必要性を説明する意見書を次回協議までに提出する方針。

毎日新聞静岡版　2011年5月14日

読売新聞静岡版　2011年5月14日

静岡新聞朝刊
2011年5月14日

◆袴田事件で新証拠開示

「袴田事件」で死刑が確定した袴田厳死刑囚(75)が静岡地裁に行っている第2次再審請求で、同地裁と静岡地検、弁護団による第8回3者協議が13日、同地裁であった。検察側は新たに、弁護団側が求めていた事件直後の現場写真や調書などの証拠5点を開示した。

協議後に記者会見した弁護側によると、開示されたのは、事件直後の現場や犯行時に着用していたとされる衣類などの写真記録3点と、衣類を販売した男性店員などの調書2点。

冤罪被害者ら祝福

◇戦後の主な再審無罪判決（無期懲役刑以上）

事件名（発生年）	再審無罪判決	確定判決の内容	事件の概要
免田事件（1948年）	83年7月 熊本地裁八代支部	強盗殺人罪 死刑	熊本県人吉市で一家4人殺傷。死刑囚初の再審無罪
財田川事件（1950年）	84年3月 高松地裁	強盗殺人罪 死刑	香川県財田村（現・三豊市）で闇米商殺害
松山事件（1955年）	84年7月 仙台地裁	強盗殺人罪 死刑	宮城県松山町（現・大崎市）で一家4人殺害。警察が送り込んだ同房者が自白に誘導
梅田事件（1950年）	86年8月 釧路地裁	強盗殺人罪 無期懲役	北海道北見市で営林局員殺害
島田事件（1954年）	89年1月 静岡地裁	殺人罪 死刑	静岡県島田市で6歳女児殺害
足利事件（1990年）	10年3月 宇都宮地裁	殺人罪 無期懲役	栃木県足利市で4歳女児殺害。DNA再鑑定で無罪が明らかに

毎日新聞朝刊　2011年5月25日
中日新聞静岡版　2011年5月25日

菅家さん「支援続ける」

「いい影響になって」 袴田死刑囚の姉ら 期待

一九六六年に旧清水市（静岡市清水区）で一家四人が殺害された「袴田事件」で、冤罪を訴え再審を求めている袴田巌死刑囚（ともの姉の秀子さん（とも）は、中日新聞の取材に「布川事件がうちの事件に、いい影響になってほしい」と話した。

国会で十八日に開かれた集会で桜井昌司さんと杉山卓男さんに会ったという秀子さんは「無罪になると以前から言われていたが、本当に無罪になって良かった」と声を弾ませた。

袴田死刑囚の弁護団の岡島順治弁護士は「検察の仕事は真相解明。布川事件の教訓を生かし、袴田事件の担当検事は証拠の全面開示に応じてほしい」と訴えた。

長は二十四日、県弁護士会（静岡市葵区）で会見し、「取り調べの全面可視化や、証拠の全面開示の制度化など、冤罪を生まない司法の実現に全力で取り組む」とする声明を発表した。

岡島弁護士によると、袴田事件の第二次再審請求審で、静岡地検は昨年九月から一部証拠を開示しているが、証拠リストは未開示のまま。弁護団も、どんな証拠があるのか把握できていない。布川事件ではリストが開示され、弁護団が無罪につながる証拠の開示を求めることができたという。

県弁護士会の斎藤安彦会

水戸地裁土浦支部には冤罪被害者や再審請求中の事件関係者も法廷傍聴などで駆け付け、桜井さんと杉山さんを祝福した。

「足利事件」で無罪が確定した菅家利和さん（64）は判決後「とにかくおめでとうと言いたい。2人に応援してもらった恩返しをしたい」と喜んだ。桜井さんからプレゼントされたという金色ネクタイが胸に躍る。「これからも冤罪の人たちを支援していきたい」

名張毒ぶどう酒事件の奥西勝死刑囚（85）の支援者で特別面会人の稲生昌三さん（72）＝愛知県半田市＝は「今日を第一歩として、名張の無罪にも全力を挙げたい」と誓った。

12日の面会で奥西死刑囚からは「（布川事件の）無罪を固く信じている。再審の門を開けてください。私も潔白です」と2人への伝言を預かったという。

静岡県清水市（現静岡市清水区）で起きた袴田事件で、静岡地裁に袴田巌死刑囚（75）の第2次再審請求をしている関係者は布川事件の無罪判決を「追い風だ」と評価した。弁護団の岡島順治弁護士は「布川事件は検察側が証拠リストを開示したことで大きく進展した」と指摘し「布川事件の例を示し、リストや証拠を開示していくよう求めていく」と語った。袴田死刑囚の姉の秀子さん（78）は「大変喜ばしい。証拠がまだ一部しか出てきていない。早く証拠を開示して、同じように弟も解放してほしい」と話した。

【安味伸一、佐久間一輝、平塚雄太】

「袴田事件に影響」

布川事件無罪で 第2次再審弁護団

茨城県で1967年、大工の男性（当時62歳）が殺害され現金を奪われた「布川事件」で、強盗殺人罪で無期懲役の判決が確定した桜井昌司さん（64）と杉山卓男さん（64）の2人に無罪の再審判決が出たことを受け、県弁護士会は24日、斎藤安彦会長名で声明を出した。

声明では「自白偏重の捜査、密室における長時間の取り調べなど、冤罪の原因とされる問題点が典型的に現れている」と指摘、「このような悲劇を二度と繰り返さないため、取り調べの全過程の可視化、証拠の全面開示など、冤罪を生まない刑事司法の実現に取り組む」としている。

また、静岡地裁に第2次再審を請求中の「袴田事件」弁護団の岡島順治弁護士は同日、「袴田事件への影響は大きいと思う。検察は真摯に反省し、証拠を全面的に開示すべきだ」と話した。

読売新聞静岡版　2011年5月25日

布川事件の無罪判決を受け会見する県弁護士会の斎藤安彦会長（中央）



毎日新聞静岡版　2011年5月25日
朝日新聞静岡版　2011年5月25日

取り調べ可視化など要求

県弁護士会が声明　布川事件無罪受け

茨城県で1967年、強盗殺人事件で犯人とされた男性2人が無実を訴えてきた「布川事件」で、再審無罪判決が出たことを受け、県弁護士会は24日、取り調べ全面可視化や、証拠全面開示を求める声明を発表した。

再審請求で多くの新証拠が開示されたことで無罪につながった布川事件。斎藤安彦県弁護士会長は「真実の発見と冤罪防止のためには、全面的な証拠開示がいかに重要かを示した」と話した。

県内では、清水市（現静岡市清水区）で一家4人が殺された「袴田事件」で、死刑が確定した元プロボクサー、袴田巌死刑囚(75)が無実を訴え第2次再審請求中。袴田事件を扱う岡島順治弁護士は「布川事件の無罪判決は非常に追い風。検察側の証拠開示が進むことを期待する」と話した。

静岡新聞朝刊　2011年5月25日

証拠の全面開示 重要

県弁護士会長が声明

布川事件の再審無罪判決を受け、静岡県弁護士会（斎藤安彦会長）は24日、検察に対して控訴しないよう求めるとともに、取り調べ全過程の可視化、全面証拠開示の制度化などの実現を目指すとする会長声明を発表した。

声明は布川事件について「自白偏重の捜査、密室における長時間の取り調べ、代用監獄の弊害など、冤罪（えんざい）の原因とされる刑事司法の問題点が典型的に表れている」と指摘。多数の未提出証拠が再審請求審で開示されたことを挙げ「真実の発見と冤罪の防止のためには全面的な証拠開示が重要」としている。

同日会見した斎藤会長は「（県内で1989年に再審無罪が確定した）島田事件の教訓が生かされず、自白偏重を原因とする冤罪事件が起きた。密室の取り調べを前提とした捜査は厳しく批判されなくてはいけない」と強調した。

布川事件
再審無罪

「袴田事件に追い風」

弁護側「証拠全面開示を」

水戸地裁土浦支部の布川事件再審無罪判決を受け、県弁護士会は24日、静岡市内で会見を開き、斎藤安彦会長が、「えん罪の悲劇を繰り返さないために、取り調べの可視化や全面証拠開示の制度化を求めていく」などの声明を発表した。また、会見に同席した袴田事件第2次再審請求弁護団の岡島順治弁護士は「大きな追い風だ。全面的な証拠開示を求めていきたい」と話した。

斎藤会長は、1954年に島田市で起き、死刑判決を受けた男性が89年に無罪となった殺人事件「島田事件」に触れ、「あの時も、自白偏重と長時間の取り調べが無実の罪を生んだが、また同じだ。布川事件で自白の録音テープの改ざんが明らかになったように、検察はすべての事件で証拠を全面開示するべきだ」と話した。

岡島弁護士は「裁判員裁判が始まって、証拠を開示する風潮が検察に出てきた。布川事件の無罪判決はさらに大きな追い風になる。袴田事件では証拠が一部しか開示されていない。布川事件の例を示し、証拠を開示していくよう求めていきたい」と話した。

また、袴田巌死刑囚の姉で、再審請求人となっている秀子さん(78)は「大変喜ばしいこと。（袴田事件でも）同じように証拠を開示してほしい」と話した。【平塚雄太】

布川事件
再審無罪

地検「教訓にしたい」

「袴田」証拠全面開示は拒否

静岡地検の森悦子次席検事は25日、定例会見を開き、水戸地裁土浦支部で出た布川事件の再審無罪判決について、「客観的証拠の重要性を感じた。国民から信頼される検察にするため、教訓として努力していきたい」と話した。

静岡地裁で第2次再審請求中の袴田事件で弁護側が証拠の全面開示を求めていることに対しては、「争点になっていない証拠についてまで、開示するのは適当でない」と拒否。「布川事件と袴田事件とは直接関係ない。袴田事件でも適切に証拠を開示している」と反論した。

また、弁護側が「証拠開示が遅い」と検察側を批判している点については、「古い事件で多くの証拠があるので検討に時間がかかる」と釈明した。

布川事件では、目撃者とされた女性の供述調書が検察側から開示され、再審開始の証拠として採用された。袴田事件では、第2次再審請求の弁護団が当時の関係者の供述調書の開示を求めているが、検察側は「確定判決における証拠に関係しない」などとして、ほとんど開示に応じていない。

【平塚雄太】

☞ 中日新聞静岡版 2011年5月26日

☞ 毎日新聞静岡版 2011年5月26日

「証拠 全面開示しない」

袴田事件で静岡地検方針

静岡地検の森悦子次席検事は二十五日の定例会見で、第二次再審を請求している「袴田事件」の弁護団が求めている証拠の全面開示について、「争点になっていない証拠については、開示するのは相当ではない」と述べ、あらためて全面開示する考えはないことを示した。

森検事は、再審無罪判決となった布川事件の影響について、記者団から問われると「事件は一つ一つ違うので、袴田事件に影響を及ぼすことはない」と答えた。地検は昨年九月から袴田事件弁護団の求めに応じて一部証拠を開示しているが、全面開示には応じていない。

☞ ボクシング・マガジン　2011年6月号

Delicious

福井英史さん

宅配でしか手に入らない おいしいカレー屋さんの正体は!?



『フクイのカレー』は、注文の受付が電話のみという宅配のカレー屋さん。頼めば冷凍の代引き宅急便で、おいしいカレーが送られてくる。どのくらいおいしいのか、ネットで検索すればすぐにその評判を知ることができるが、知る人ぞ知るカレー通の日本バンタム級チャンピオン、山中慎介（帝拳）もファンの一人だと言えば、わかってもらえるだろうか。

お勧めはチキンの手羽元が入った『フクイのカレー2011』（1050円）と『チキンの激辛』（950円＝いずれも発送料・代引手数料別）。もちろん、ここで紹介するからには、店主の福井英史さん（45歳）は元プロボクサーでもある。金子ジムに所属して、80年代の後半にライトフライ級のA級選手として活躍した。

現役時代からレストランでアルバイトをし、91年に現役を退いてからも東京のレストランで修行。『肉の万世』大崎店に勤めていたとき、売り上げアップのためにカレーのレシピを考案し好評だったのがきっかけで、カレーにのめり込む。そして01年に地元の豊橋に戻って『フクイのカレー』をオープンした。

そのカレーについ最近、新たな食材を使うようになった。仙台のメーカーが造っているお味噌と醤油だ。

「自分にできる被災地への支援が何かを考え、できる限り先の震災で被害を被った東北の食材を使おうと決めたんです。そのときだけでは意味がありませんから、東北が再生するまで10年間は続けようと思っています」（福井さん）

それだけではない。4月13日から18日まで、宮城県仙台市若林区の被災地に夜行バスで乗り込み、瓦礫や住宅に入り込んだ泥を取り除くボランティア活動にも参加してきた。現地で様々な物資が足りないことを知り、自宅に戻ってからも友人、知人にカンパを募って革手袋やゴーグル、スコップなどを現地に送り届けている。

また、無実を訴える元プロボクサーの死刑囚、袴田巌さんの支援活動に熱心に取り組んでいることでも知られ、浜松を拠点に署名集めや広報活動などを地道に行っている。

こんな熱血漢のつくるおいしいカレー、是非とも試してみませんか。

【本誌・石本雅巳】

『フクイのカレー』
〒440-0842
愛知県豊橋市岩屋町字岩屋下83-6
☎053-261-4269

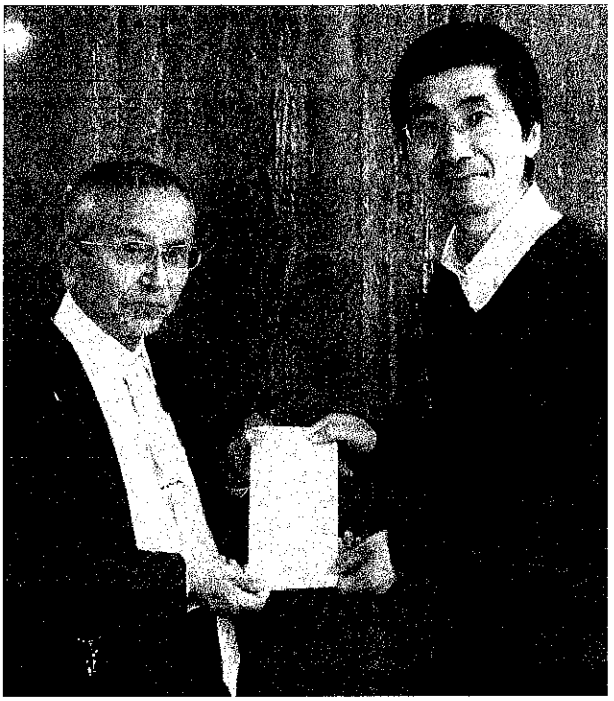
「袴田事件」トピックス

★足利事件の菅家さんからカンパ★

共同代表・福田勇人

布川事件の再審無罪判決が出された５月24日、桜井さん・杉山さんの応援に駆けつけていた足利事件の菅家利和さんから本会に５万円のカンパをいただきました！

これは今年菅家さんに支給された刑事補償金約8000万円の中から一部をいただいたもので、冤罪事件の支援活動に充てたいとの意向を表明していた菅家さんが、その言葉通り計画を実行してくれました。菅家さん、どうもありがとうございました！



福田共同代表にカンパを手渡す菅家さん

★狭山事件集会で連帯アピール★

共同代表・校條　実

５月31日に東京の練馬で行なわれた「狭山事件再審を求める北部集会」に行ってきました。

昨年テレビ朝日で放映された「ドキュメンタリ宣言」という番組を見てから、狭山弁護団の河村弁護士から「狭山事件・第三次再審請求の現状と課題」と題した講演がありました。番組から講演の流れでは、証拠開示が特にクローズアップされ、先日無罪判決となった布川事件はじめ、ここ数年証拠開示からの再審無罪につながる流れができてきていることを実感。狭山事件では2009年末に裁判所が検察に証拠開示を勧告してから現在までに「一部」証拠が次々と開示されはじめ、そこからさらに新証拠が導き出されている。足利事件、布川事件に続き、狭山事件も再審への流れは押し戻れない勢いを感じる。

「再審へ　やっと司法の　空模様　見えて来たるも　心引き締め」

狭山事件の石川一雄さんのこの集会の為の川柳。石川さんは、「青空」が見えてきたんではなく、「空模様」としたところに、ここに至るまでの長い道のりの重さを感じて欲しいと仰ってました。そこに「心引き締め」がさらに被さるという、まだまだここからだという厳しい思いが伝わりました。しかしながら、再審への道は開けてきた！一刻も早い狭山事件の再審決定を望みます！

毎年開かれるこの会に、私はここ数年毎年お伺いさせてもらっており、その度に袴田事件のことをアピールさせていただいています。ありがとうございます！袴田巖さんの方も証拠開示が開始され、再審への道はこれからどんどん開けてくると確信します！日本の司法が間違いを正せる司法であることを、一刻も早く証明して欲しい。もしそうでないなら、これからは間違いを正せる司法になるべく、皆で司法を変えてゆかなければならない。その為にも、そして何より東京拘置所で今現在も頑張っていらっしゃる袴田巖さんのためにも、一日でも早い再審開始を望みます。FREE HAKAMADA NOW! ■

２０１１年５月

足利事件・冤罪被害者　菅家　利和
〒３２６－０８４３栃木県足利市五十部町７８５－７
菅家さんを支える会・栃木　気付
電話・ＦＡＸ：０２８４－２１－６９８８

拝啓
日々続くご活動に、敬服申し上げます。私の在監中は本当にお世話になりありがとうございました。

１９９０年５月に足利市内で起きた幼女殺害事件で、真犯人と「ＤＮＡ型が一致」したとして、翌年の１２月に足利警察署に連行された私は、必死で犯行を否認しましたが、激しい取調べの結果その日の内に自白させられ、翌日逮捕されました。そして、以後家族と引き離され、孤独の中でしかたなく取調べ刑事の言うがままに殺害にいたるストーリーを自白させられました。公判でも一審半ばまで罪を認めざるを得ませんでした。

しかし二審からは、様々な方々が支援して下さることとなり、本気で立ち向かう弁護団を得て、以後無実を訴え続けました。控訴審と最高裁、再審請求審では負けてしまいましたが、即時抗告審で、ずっと要求し続けてきたＤＮＡ再鑑定が実現し、その結果再審で無罪判決を勝ち取り、故郷に戻ることができました。皆様には感謝しても感謝したりない思いです。本当に長い間ありがとうございました。

現在逮捕拘禁によるＰＴＳＤを抱え、なかなか全面的に皆様をお手伝いすることができませんが、刑事補償が下りたこともあり、ごく少額で恐縮ではありますが皆様のご活動へのカンパをさせていただきたいと思います。
今も一生懸命闘っておられるご本人とそのご家族の苦しみ、支援しておられる方々の日々のご苦労を考えるとき、ほんのわずかでも皆様への一助にさせていただければ幸いです。何卒よろしくお願い申し上げます。

それではお体に気をつけてがんばって下さい。冤罪に対して闘う皆様の勝利を心よりお祈り申し上げます。

敬具

長いこと お世話様になりました。そして
これからも よろしく!!

★フォトアクションが継続してます！★

共同代表・校條　実

FREE HAKAMADA NOW キャンドルナイト実行委員会が、袴田巖さんの誕生日にメッセージ写真を送ろうと立ち上げた企画が、袴田巖さんの誕生日の翌日に起きた東日本大震災の影響で一端動きが止まっていましたが、再び再開しました。

今号の面会報告にもあるように、集まった画像をフォトブックにして東京拘置所の袴田巖さんに届けてもらおうと、お姉さんのひで子さんにお願いしましたが、袴田巖さんの面会拒否で実現しませんでした。これを機に、面会が実現しメッセージ写真を袴田巖さんに届けられるまで、フォトアクションを継続すると、FREE HAKAMADA NOW キャンドルナイト実行委員会のブログで発表されました。以下、ブログより引用

＝＝＝＝＝＝＝

フォトアクション継続します！

「みんなで袴田巖さんのためにキャンドルを灯そう！」と始まったこの企画でしたが、袴田さんの誕生日の３月 10 日に衆院議員会館前でスタンディングアクションを行なった次の日、あの東日本大震災が起きてしまいました。

その後このフォトアクションも、有志それぞれがそれぞれの「震災後」に追われ、ようやく４月末に活動を再開。皆さんに投稿していただいた画像をフォトブックにして、あとは袴田さんに見てもらうだけというところまで行きました。

そして５月 11 日、面会のために東京拘置所を訪れた袴田ひで子さんにフォトブックを託したのですが、ここ 10 ヶ月ほど、袴田さんがひで子さんはじめ誰からの面会申込みも断り続けている状況に変化はなく、残念ながら今回袴田さんにフォトブックを見てもらうことはできませんでした。

郵送や差し入れといった方法も考慮しましたが、その方法だと袴田さんが皆さんのメッセージを見たのかどうか確認できません。そこで、FreeHakamadaNow キャンドルナイト実行委員会は、袴田さんが面会に応じてくれるようになるまでフォトアクションを継続することにしました。今後寄せられるメッセージも一緒に、次の面会時に袴田さんに直接メッセージを伝えることができるようチャレンジしたいと思います。

袴田さんの一刻も早い解放を望む方々の参加をお待ちしています！

Free Hakamada Now!

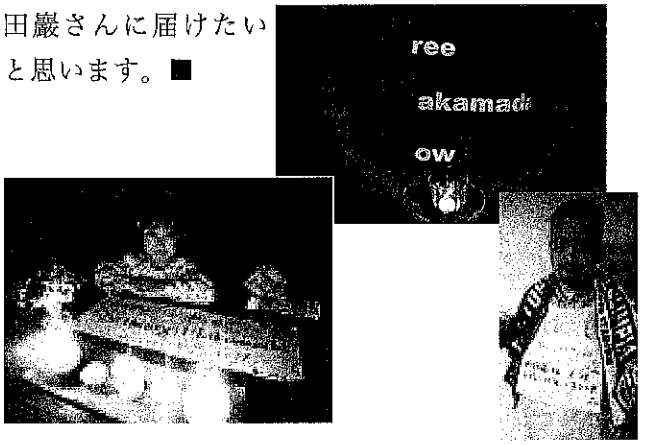
＝＝＝＝＝＝＝

ご協力いただける方は、袴田巖さんに届けるメッセージ写真を送って下さい。

送る方法は下記アクセスにて。

http://freehakamadanow.blogspot.com/

また、インターネット環境がない方は、当会の会員が実行委員会の有志に名を連ねていますので、求める会宛てに写真を送って下さっても結構です。出来上がっているフォトブックと一緒に袴田巖さんに届けたいと思います。■



★「Box 袴田事件 命とは」映画上映と講演会 日野で開催！★

十川　正

八海事件の元死刑囚 阿藤周平さんが亡くなられました。阿藤さんは、全く事件に関わりがないにも関わらず、首謀者とされて、３回も死刑判決を受けましたが、雪冤され、その後も他の冤罪事件の救援に生涯を通して、関わられた人。

この人をモデルにした今井正監督の「真昼の暗黒」という映画を観た後の感動は、忘れられません。享年 84 歳。謹んでご冥福をお祈り致します。

その２週間後の５月 14 日。日野市平山季重ふれあい館で、「Box 袴田事件 命とは」の上映と袴田事件の講演が行われました。

「Box 袴田事件 命とは」は、昨年袴田事件を題材に作られた劇映画で、ご覧になられた方も多い

でしょう。第一審で心ならずも、袴田さんへの死刑判決文を書き、近年、勇気ある告白を行い、救援運動に関わっている熊本さんをモデルにした映画。もちろん、創作の部分もありますが、おおまかな筋は、事実に沿っていると思います。特に、当日の説明でも触れられていたように、警察での自白強要のシーンなど、今では袴田さんしか、わからないだろうけれども、これが真実だと思わせたのは、監督の高橋伴明さんの力量なのでしょう。また、その人脈で、多くの名のある俳優が出演されていたことも。

前述の「真昼の暗黒」も、やはり、雪冤された元ボクサー、ハリケーン・カーターを題材にしたアメリカ映画「ハリケーン」も、私が観たのは、既に冤罪が確定した後で、こんな不条理を強いた権力に対して、強く怒りを感じる中にも「あぁ～。正義が勝ってよかったーー」とほっとした気持ちがあったのですが、今回は全く違います。まだ、袴田さんは、救われていないのです。怒りと共に、未だ袴田さんを救えていない無力感。そして、必ず、近いうちに、袴田さんを出さなければならないという使命感。そんな事を、見終わった後、感じました。

その後の事件経過や救援活動の説明を終えて、出席の人たちとの質疑応答をしている時に、この事件に、これまで深く関わられ、袴田さん本人とも面会したことのある保坂展人さんが駆けつけられました。ご存知の方も多いと思いますが、保坂さんは４月に激しい区長選挙を制し、新しい世田谷区長に就任されました。選挙は微々力ながら、手伝った私にとって、それは、とても嬉しいことでした。

保坂さんは、2003年に本人と面会した時のこと。その翌年、再審決定されるのではないか、と踏んで、そうなった後の、段取りを綿密にしていた話など、興味ある話をされました。その後の質疑応答の中で、司会の人からの質問。「私は、最近、袴田さんのことを知った。救いたいと思うけれど、どんな事をすればいいのか？」という質問は、30年前に私が初めて、この事件を知った時、持ったのと同じだったので、心に残りました。

保坂さんの答えのように、少しでも、この事件のことを知る人を増やし、より強力な世論を作ることなのでしょう。

数日前、布川事件の再審無罪判決が出ました。今の時点では、検察の控訴の可能性が残っているので、単純には喜べませんが、これは、全体の救援運動にとって大きな前進です。近いうちに、袴田さんと会えることを信じて！もう一押し！

★5・18院内集会報告★

会員 小石 勝朗

「布川事件」の再審判決を前に、「冤罪を許さない！」と題した集会が５月18日、衆議院第１議員会館で開かれた。布川事件(1967年)の元被告・桜井昌司さん、杉山卓男さんをはじめ、狭山事件(1963年)で３次再審請求中の石川一雄さん、官製談合事件(2007年)で有罪判決を受け上告中の元大阪府枚方市長・中司宏さん、そして袴田巌死刑囚の姉・袴田秀子さんが登壇。半世紀近く変わらぬ、冤罪が作られる実態や背景を生々しく語り、捜査や司法、マスコミ報道を改革する必要を訴えた。

KSD事件で実刑判決を受け服役した村上正邦・元参院議員と「週刊金曜日」が中心になって呼びかけた「日本の司法を正す会」の主催。新党大地の浅野貴博・衆院議員、社民党の福島瑞穂党首、自民党の丸山和也・参院議員も姿を見せた。

桜井さんは「一人ひとりの警察官や検察官は真面目でも、組織を背負うと嘘つきになる」「裁判になると、検察官はもっと本当のことを言わない。(原審で無期懲役になったのは)検察が無実の証拠を隠したから。裁判官も見抜けない」と体験を話した。そのうえで「証拠をでっち上げたのに、いまだに平然と検察官をやっている。こんな警察や検察を育てた政治の責任は重大。再審で勝ったら、この思いを伝えて、二度とこんなことをしない組織にしたい」と力を込めた。

杉山さんは「捕まった時点で、私たちを犯人に

しようとストーリーが出来上がっていた。物証もなく、嘘の自白しかない事件で冤罪を晴らすのは大変だった」と振り返り、検察が都合の悪い目撃証言を38年間明らかにしなかったこと、自白の録音テープを改ざんしていたことなど、証拠隠しの数々を挙げて捜査を批判した。さらに「裁判官も検察官に騙されたとはいえ犯人扱いで、予断の審理だった」「マスコミも反省してほしい」と、冤罪の原因を挙げた。

中司さんも、自らが受けた大阪地検の捜査に触れ、「まわりに迷惑をかける状況を作られた。いくら本当のことを言っても認められずに、調書にサインしてしまった。かえすがえす残念」と振り返った。「裁判は自白調書を偏重している。だから（捜査側は）密室で無茶をする」「裁判所は認めてくれるという思いもあったが、甘かった」と指摘し、「参考人の聴取も含めた、すべての取り調べの可視化を」と主張した。

石川さんは、裁判所の勧告で検察が取り調べの録音テープなど証拠の一部を開示したことを紹介。次回の三者協議で事実調べをするとの決定が出ることに期待を示し、「事実調べをやってほしい。その過程で無実が明らかになる」と強調した。

最後にマイクを持った袴田秀子さんは「皆さんのおっしゃったことが本当によく分かる。冤罪事件の構図は、すべからく一緒でございます」と切り出した。袴田死刑囚は昨夏以降、面会に応じておらず、「健康は『良くもならんし悪くもならん』というような（拘置所の）返事です。本人も何を考えているか分からない状況です。長い長い45年です」と現状を報告した。そして、「元気だった頃のことを励みに、皆さんが支援して下さるおかげで毎月面会に行っています。またひょっこり面会できないかとの思いで頑張っております」と心境を語った。

集会の最後に、(1) 検察・警察捜査におけるすべての取り調べについて、参考人に対するものも含め全過程の可視化、(2) 捜査の過程で押収したすべての証拠を、公判前の早い段階で被告・弁護側に全面開示、(3)「特捜検察」のあり方について廃止を含めた抜本的な見直し、を求める決議文が採択された。秀子さんの静かな訴えは参加者の共感を呼び、村上氏の提案で急遽、「袴田巖さんの即時釈放」が要求項目に加えられた。
（以上）■



日本の司法を正す会の村上正邦元参院議員



参加者に支援を訴える秀子さん

求める会代表の承認について

求める会事務局

前号のさいしん38号にて告知させていただきました「袴田巖さんの再審を求める会」の次期代表の承認の件につきまして、会員の皆様の異議が2011年5月末日までにありませんでしたので、2009年より共同代表を勤めてまいりました、石井信二郎、福田勇人、校條実の三名が引き続き会の共同代表として続けさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

袴田巖さんが自由の身になるまで、再審がなされるまで、共に頑張りましょう！ FREE HAKAMADA NOW!! ■

活動報告

4/14　ボクシング協会支援委員会参加（水道橋・ヴィッキーズ）
4/21　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
5/8　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
5/11　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
5/11　弁護団会議参加（霞が関・弁護士会館）
5/13　三者協議記者会見参加（静岡・弁護士会館）
5/13　弁護団会議参加（静岡・弁護士会館）
5/14　現地調査（吉原・毘沙門天周辺）
5/18　日本の司法を正す会院内集会参加（永田町・衆院第一議員会館）
5/24　布川事件再審無罪判決記者会見＆パーティー参加（土浦・ホテルマロウド筑波）
5/26　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
5/30　ボクシングマガジン誌上座談会参加（水道橋・後楽園飯店）
5/31　狭山事件集会で連帯アピール（練馬・厚生文化会館）
6/6　弁護団勉強会＆弁護団会議参加（静岡・弁護士会館）
6/9　弁護団勉強会参加（霞が関・弁護士会館）
6/12　『さいしん』39号発送作業（横浜・かながわ県民センター）
6/12　求める会定例会（横浜・かながわ県民センター）

カンパのお願い

☆会では活動資金が必要です。
☆どうぞカンパにご協力下さい。
☆ボーナスカンパ大歓迎！



郵便振替口座番号：00120-3-410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
または
ゆうちょ銀行 〇一九店（ゼロイチキュウ店）
当座　019-0410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
※「巖」は「巌」でも大丈夫です。

活動予定

求める会

7/10　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
8/7　『さいしん』40号発送作業（横浜・かながわ県民センター）

その他の団体

6/15　ボクシング協会支援委員会（水道橋・ヴィッキーズ）
6/19　浜松集会（浜松・板屋町会館）
6/22　冤罪根絶市民集会（霞が関・弁護士会館）
7/3　清水集会（清水・清水テルサ）
7/1　第９回三者協議（静岡・静岡地裁）
7/1　弁護団会議（静岡・弁護士会館）
8/1　弁護団勉強会＆弁護団会議（霞が関・弁護士会館）

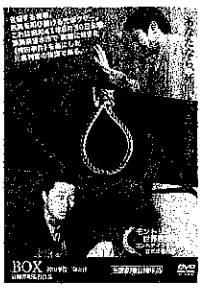
■

お詫び：2010年11月20日から2011年2月11日まで配布しておりました当会のリーフレットに一部「画像抜け」の誤りがありました。（五点の衣類の白シャツの部分）お詫びいたします。今回修正加筆しました新しいリーフレットを同封させていただきましたので、ご希望の方はお名前、ご住所、数量をご連絡下さい。お送りいたします！

『BOX 袴田事件 命とは』

全国のツタヤなどで DVD レンタル開始！

DVDでは本編の他に、特典映像（メイキングと「袴田事件」の紹介ビデオ）も観ることができます。



編集後記　東日本大震災とそれに伴う福島第一原発の崩壊による放射線漏れから３か月が経った。いまだに被災地は地震や津波からの復旧がままならず、福島第一原発からは放射線漏れ汚染が続いている。地震・津波・放射線汚染、それにまつわる経済・社会からの様々の形の「被災者」がいま、復旧・復興・再生・開拓に向かって戦っている。脱原発の動きと再審への動きは、共に厚い壁を破ろうとしている点と、今は共に壁の向こうに行くチャンスが到来している点に置いて似ている。平和で安全な社会を目指す意味でも一緒だ。天災は正せないが、人災は正せるはず。今度の６月30日で事件から45年目を向かえる。袴田巖さんは今も拘置所で戦い続けている。一刻も早い再審に皆さんの力をかして下さい。（ペンネーム zān）

※会員募集！！作業等お手伝いできる方いらっしゃいませんか。年会費（会報あり）三〇〇〇円、会報年間購読のみ二〇〇〇円